

ウォーターニュースあまがさき

第10号 / 平成13年1月

発行: 尼崎市水道局 〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4-16 TEL: 06 (6489) 7402

平成13年4月から水道の計量日程、料金の算定期間などを変更

1 水道メーターを見にお伺いする日(計量日)が変わります

平成13年4月から市内を東西の2地域に分け、西側を偶数月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に、東側を奇数月(5月・7月・9月・11月・1月・3月)に、それぞれ月の初めから次の表の順序で計量を行います。1月ごとに計量を行っているお客様につきましても、同様です。

また、これに伴い、料金の納入期限も、その月の末日(口座振替をご利用のお客様につきましては27日に振替)とさせていただきます。

計量日	西地区 (偶数月に計量するところ)	東地区 (奇数月に計量するところ)
1日目	西昆陽、常松、武庫豊町、常吉、武庫の里、武庫元町2~3丁目	戸ノ内町、東園田町4~9丁目
2日目	武庫元町1丁目、武庫町、武庫之荘1~4丁目、武庫之荘西、武庫之荘東1丁目	東園田町1~3丁目、田能、椎堂、食満1~5丁目
3日目	武庫之荘東2丁目、武庫之荘本町、武庫之荘5~9丁目、富松町2~4丁目	食満6~7丁目、瓦宮、口田中、御園、南清水、猪名寺、塚口本町5~8丁目
4日目	富松町1丁目、上ノ島町、南武庫之荘1~4丁目	塚口本町1~4丁目、塚口町、南塚口町8丁目
5日目	南武庫之荘5~12丁目、水堂町	栗山町、南塚口町1~7丁目、東塚口町
6日目	立花町、七松町、東七松町、東難波町1丁目	上坂部、久々知、下坂部、若王寺、小中島
7日目	東難波町2~5丁目、西難波町、蓬川荘園	善法寺町、弥生が丘町、高田町、額田町、神崎町、西川、次屋、浜
8日目	南七松町、浜田町、西立花町、稲葉元町、大庄北	潮江、久々知西町、名神町、大西町、三反田町
9日目	稲葉荘、大島、大庄西町、武庫川町	尾浜町、扶桑町、西長洲町、北大物町、長洲本通、長洲西通、長洲中通1丁目、金楽寺町
10日目	大庄中通、水明町、道意町1~5丁目、大庄川田町、菜切山町、琴浦町、蓬川町、崇徳院、昭和通3~9丁目、昭和南通、神田北通、神田中通、神田南通	長洲中通2~3丁目、長洲東通、常光寺、杭瀬北新町、今福、杭瀬寺町、杭瀬本町1~2丁目
11日目	北竹谷町、宮内町、竹谷町、南竹谷町、西本町、西本町北通、玄番北之町、玄番南之町、建家町、寺町、西御園町、御園町、東桜木町、西桜木町、汐町、開明町、中在家町、道意町6~7丁目、元浜町、丸島町、大浜町、鶴町、末広町、中浜町、扇町、平左衛門町、又兵衛喜左衛門新田、西字四郎兵衛新田、西字砂浜寄洲	杭瀬本町3丁目、梶ヶ島、杭瀬南新町、昭和通1~2丁目、大物町、東大物町、東松島町、西松島町、西大物町、北城内、南城内、東初島町、南初島町、北初島町、東本町、築地北浜、築地本町、築地中通、築地南浜、築地丸島町、東向島西之町、東向島東之町、東高洲町、西高洲町、大高洲町、西海岸町、東海岸町、西向島町、東浜町

※計量日については、平成12年度6期の「ご使用水量のお知らせ」をご覧ください。

2 水道料金等の算定期間が変わります

水道料金は、基本料金(定額の料金)と従量料金(使用水量に応じた料金)からなっております。

このうち、基本料金は暦月の2か月間で、従量料金は前回の計量日の翌日から今回の計量日までの2か月間で算定いたしておりますが、水道料金の算定期間をよりわかりやすくするため、西地区は平成13年6月計量分から、東地区は平成13年7月計量分から、基本料金を従量料金と同一の期間で算定いたします。

また、水道の使用開始や使用中止などの場合は、使用日数に応じて日割計算により水道料金を算定いたします。(下水道使用料につきましても、同様です。)

【例】 ■→基本料金 ●→従量料金 ★→納入期限

(現行)			(変更後)				
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
			11日		10日		西地区
11日		10日					
				11日		10日	東地区

3 平成13年4月・5月の水道料金等の算定について

通常、水道料金の算定は2か月間で行いますが、今回の計量日の変更に伴い、平成12年度の最後の計量日から平成13年度の最初の計量日までの期間は、2か月よりも長くなったり、短くなったりします。

西地区のお客様につきましては平成13年4月計量分、東地区のお客様につきましては平成13年5月計量分の水道料金は、前回の計量日からの使用日数に応じて日割計算により算定いたしますので、平成13年4月・5月のお支払い額は、通常の時期に比べ多少の増減が生じますが、お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、計量時に投函いたしております「ご使用水量のお知らせ」には水道料金の概算額を記載いたしておりますが、平成13年4月・5月につきましては、日割計算を行うため、ご使用水量しかお知らせできません。このため、後日ハガキで請求額・算定方法など詳しい内容を個別にご通知いたしますので、あらかじめご了承ください。（下水道使用料につきましても、同様です。）

【例】 ■→基本料金 —●→従量料金 ★→納入期限

(現行)			(変更後)				
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
			11日	10日	10日	★	西地区
		11日	10日	★			
11日		10日	★				東地区
		11日	10日	★			

4 お客様と水道局との連絡番号について

現在、お客様と水道局との連絡番号として10桁のご使用者番号を設定しておりますが、今回の計量日程の変更に伴い、これに代えて、「お客様番号」として新たに8桁の番号を設定させていただきます。

このお客様番号は、平成13年4月・5月の計量時に「ご使用水量のお知らせ」に記載いたしますので、水道局へのお問い合わせの際は、この番号をご利用ください。

5 水道番号シールの貼付について

今回の変更に伴い、計量の際にお客様の家屋などを特定するために、現在貼り付けさせていただいておりますご使用者番号のシールに代えて、新たに水道番号シールを平成12年度6期の計量時（平成13年1月下旬～3月）に検針員が貼り付けいたします。

この番号は、計量事務を行うに際し非常に重要な番号ですので、是非ともご協力をお願いいたします。

《お問い合わせ先》

尼崎市水道局総務部料金課（フリーダイヤル）0120-320-914
（自動車電話・携帯電話・PHSからはかかりません。）

設置期間：平成13年1月15日～平成13年6月29日（土・日曜日・祝日を除く。）

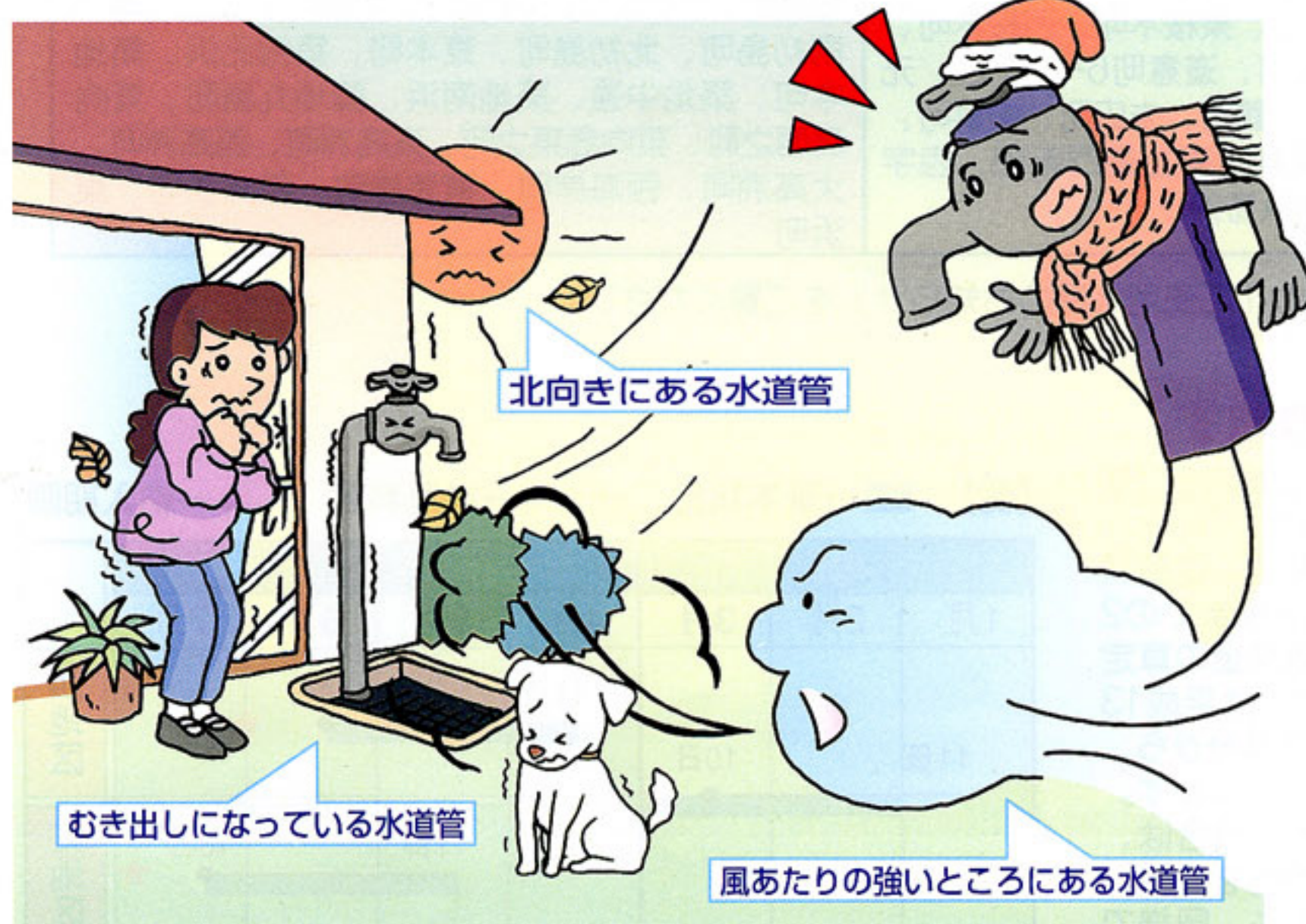
取扱時間：午前9時～午後5時15分

いい水 100%

尼崎市の水道水はすべて高度処理水です。
これは、兵庫県下では尼崎市だけです。

水道の冬じたく

気温がマイナス4℃以下になりますと、防寒の不完全な水道管は凍って水が出なくなったり、破裂することがあります。次のような水道管は特に注意が必要です。



●防寒のしかた

蛇口の部分まで保温する

保温チューブ
(手近なものとして、毛布・布などを巻きつける)

保温チューブなどの上から
ビニールテープを巻く



●凍って水が出ないとき

タオルをかぶせて、ぬるま湯をゆっくり、まんべんなくかけてください。絶対に熱湯をかけないでください。
熱湯をかけると、蛇口や水道管が破裂することがあります。

●破裂したとき

水道管が破裂したときは、止水栓を閉め、すぐに水道局管路補修課☎6489-7440 またはお近くの指定給水装置工事業者に修繕をお申し込みください。